

～ 熊本県県有林 J-VER (クレジット) 販売の流れ～

熊本県森林整備課

1 購入希望者がカーボン・オフセットの対象を決めます。

- ・ 製品やイベント、自己活動などのオフセットの対象を決定します。
- ・ オフセットの対象の排出する二酸化炭素の排出量を算定します。
- ・ 購入するクレジット量を決定します。(〇〇t-CO₂)

2 購入希望者が購入申込書を県(森林整備課)へ提出します。

- ・ 「購入申込書の提出について(様式第1号)」
 - ・ 「購入申込書(様式第2号)」: 連絡先、購入目的、購入希望量等を記入します。
 - ・ 「法人の概要(様式第3号)」: 事業者等の場合のみ
 - ・ 「法人の定款の写し又はこれに代わるもの」: 事業者等の場合のみ
 - ・ 「CO₂ 排出算定表又はこれに代わるもの(様式任意)」
 - ・ 「見積書(様式第4号)」
- 販売要領、各種様式などは、熊本県のHPからダウンロードできます。

3 県が内容を審査し、適当であれば契約準備に入ります。

- ・ 購入希望者の公共性・カーボン・オフセット活用の妥当性・見積単価等を確認させていただきます。
- ・ 申請内容が適正であり、かつ見積単価が県の予定単価以上であれば、県から「契約書(案)」を購入希望者に提示し、内容を確認していただきます。

4 売買契約を締結します。

- ・ 契約書(案)に異議がなければ、購入者と県で売買契約を締結します。

5 購入者が代金の支払いをします。

- ・ 熊本県の「納入通知書」を送付しますので、納入期限までに代金納入をお願いします。
- ・ 納入通知書の領収書の写しをPDF形式にしてメールかFAXで送ってください。

(購入者がクレジットの口座を保有する場合)

6-1 熊本県がクレジットの移転、購入者が無効化の手続きを行います。

- ・ 代金納入の確認後、県がJ-VERの管理口座「J-クレジット登録簿システム」で購入者の口座へクレジットの移転をします。その後、購入者は、自らの保有口座へのクレジットの移転を確認後、無効化の手続きを行います。
- ・ 「無効化通知書」が発行されましたら、PDF形式にして熊本県にメールで送付してください。

(購入者がクレジットの口座を保有しない場合)

6-2 熊本県がクレジットの無効化の手続きを行います。

- ・ 代金納入の確認後、熊本県が、直接、無効化の手続きを行います。
- ・ この場合は、県から購入者あてに「無効化通知書の写し」及び「カーボン・オフセット認証書」を送付します。

7 購入者はくまモンのJ-VERロゴマークの使用申請ができます。

- ・ 購入者は、カーボン・オフセットの対象となった製品やイベントのチラシにくまモンのJ-VERロゴマークを使用したい場合は、県の環境立県推進課に申請することができます。
- ・ 詳しくは、環境立県推進課のHPか同課に直接お問い合わせください。

